

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください  
(案件名)

給水装置の構造及び材質に関する規  
程改正及び給水装置工事施行基準の  
一部改正について

意見募集期間

2026年6月1日～2026年6月30日

問い合わせ先

神戸市水道局給水課

050-1720-5624

## 1 意見募集期間

2026年6月1日(月)～2026年6月30日(火)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016

神戸市中央区橘通3丁目4番2号

神戸市水道局給水課 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)341-2800 神戸市水道局給水課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: kysui\_sinsa@city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市水道局給水課

神戸市水道局総合庁舎3階

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページ(意見募集)上の意見送信フォームによる提出

## 3 注意事項

(1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。

(2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。

(3) 提出される書式には、「給水装置の構造及び材質に関する規程改正(案)及び給水装置工事施行基準(案)の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。

(4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2026年7月中旬頃(予定)に掲載いたします。

ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報 の 取 扱 い に つ い て

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報(神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報)を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

# 給水装置の構造及び材質に関する規程改正及び 給水装置工事施行基準の一部改正について

## 1. 改正の趣旨および概要

### (1) 給水装置の構造及び材質に関する規程の改正

災害防止並びに漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う必要があるため、給水装置工事に使用する配水管の取付部から水道メーターまでの間で使用する給水管及び給水器具を規程に記載しております。今回、本市において水道配水用ポリエチレン管(φ75)が採用となり、これに伴い、以下の給水材料を採用することとします。

従来 配水ポリエチレン管用サドル付分水栓 φ50×20・25

変更 配水ポリエチレン管用サドル付分水栓 φ50×20・25、φ75×20・25・40

## 2. 施行予定日

2026年10月1日

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 8 月 日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

神戸市水道管理規程第 号

給水装置の構造及び材質に関する規程の一部を改正する規程

神戸市水道局給水装置の構造及び材質に関する規程（昭和33年7月水道管理規程9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第4条関係）

分類		品目	呼び径	規格等
[略]		[略]	[略]	[略]
給水 用具	[略]	[略]	[略]	[略]
	分岐	[略]	[略]	[略]
		配水ポリエチレン管用 サドル付分水栓	50×20・ <u>25又は75</u> <u>×20・</u> <u>25・40</u>	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]

改正前

別表（第4条関係）

分類		品目	呼び径	規格等
[略]		[略]	[略]	[略]
給水 用具	[略]	[略]	[略]	[略]
	分岐	[略]	[略]	[略]
		配水ポリエチレン管用 サドル付分水栓	50×20・ 25	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]

備考 [略]

附 則

この管理規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

